

第13編 地下街等災害対策編

地下街等における火災・ガス爆発等による事故に対する対策について、必要な事項を定めます。
地下街等災害対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編で定める事項を準用します。

※ 地下鉄、地下街やビルの地下施設等の地下空間への洪水等による浸水対策については、第2編 風水害対策編に記載しています。

第1章 災害予防

第1節 安全確保

1 安全な地下街等の形成

地下街等事業者は、火災・ガス爆発等による事故がいつでも起こる可能性があるという認識を持ち、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の管理の徹底、消防用設備等の設置及び管理の徹底など安全な地下街等の形成を図ります。

2 地下街等における防火管理体制

地下街等事業者は、地下街等について、防火管理者又は防災管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図ります。

また、消防法で規定する自衛消防隊は、初期消火・消防機関への通報、避難誘導が適切に行えるよう訓練を実施します。

資 料

風水害編 13-1-1 地下街等一覧表

第2節 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 県と市町村、市町村と地下街等事業者における相互の情報収集・連絡体制の整備・強化を図ります。 [くらし安全防災局]
- (2) 県警察は、県、消防機関、地下街事業者等の関係機関との間における情報収集・連絡体制の整備を図ります。 [警察本部]
- (3) 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。 [政策局、くらし安全防災局]
- (4) 地下街等事業者は、防災センターと消防機関等との情報連絡体制の整備を図ります。
- (5) 県、市町村及び防災関係機関は、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。 [関係局]

2 搜索、救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 搜索活動

県警察は、搜索活動を行うために有効な装備資機材、車両等の整備に努めます。 [警察本部]

(2) 救助・救急活動

市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。

(3) 消火活動

市町村は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図るとともに、出火、延焼拡大予防のための初期消火等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備に努めます。

(4) 医療救護活動

ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。 [健康医療局]

イ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

ウ 県は、市町村から要請された支援を行うため、医薬品の確保を図るとともに、県薬剤師会、県医薬品卸業協会等と連携し、医薬品等需給情報の的確な収集、医薬品等の適正な供給体制の整備を進めます。 [健康医療局]

3 避難誘導

(1) 市町村は、指定緊急避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から県民への周知徹底に努めます。

(2) 市町村及び地下街等事業者は、高齢者、障害者等の自力避難が困難な者の避難誘導、搬送等について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

(3) 地下街等事業者は、緊急時の避難経路の確保及びその周知方法並びに利用者等の避難、誘導のための避難計画を作成します。

4 地下街等事業者、ガス事業者及び市町村の措置

地下街等事業者、ガス事業者及び市町村は、地下街等における火災・ガス爆発等による災害の発生を未然に防止するため、次の予防対策を行います。

(1) 施設整備

地下街等事業者とガス事業者は協力して、ガス漏れ等の緊急時に、ガスの漏れを早急に停止するための緊急ガス遮断装置の設置を進めるとともに、路上のガス遮断装置場所には、標識を設置し、駐車させないよう配慮します。

(2) 可燃物及び火気の取扱い制限

地下街等事業者は、地下街等における不燃性材料の使用や店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などの火災安全対策の充実を図ります。

(3) 点検管理

地下街等事業者は、火気使用施設検査員、消火設備検査員等の点検管理組織を整備し、火気使用施設・ガス施設・消防用設備等の点検管理を励行します。

また、地下街等のパトロールを実施し安全点検に努めます。その他工事等による火気使用場所の制限、危険物の搬入制限等火気の管理を徹底します。

(4) 教育、訓練及び広報

ア 教育

(ア) 地下街等事業者は、従業員に対して、火災・ガス爆発等に関する知識や避難誘導など防災上必要な教育を行います。

(イ) ガス事業者は、ガス関係知識の啓発のための講演会等を行うほか、必要に応じて地下街等関係者の行う教育に講師を派遣する等の協力を行います。

イ 訓練

地下街等事業者は、防災訓練を火災予防運動期間等あらゆる機会をとらえて実施するとともに、総合訓練は、年1回以上、ガス漏洩想定訓練・初期消火訓練等個別訓練は実情に応じて実施し、緊急時の体制を整えます。

なお、訓練を実施するに際し、必要と認める場合は、ガス事業者・消防機関への指導・協力を要請します。これに対して、ガス事業者・消防機関は必要な指導・協力を行います。

ウ 広報

(ア) 地下街等事業者は、構内放送を利用した喫煙の禁止等火災予防に関する広報を行います。

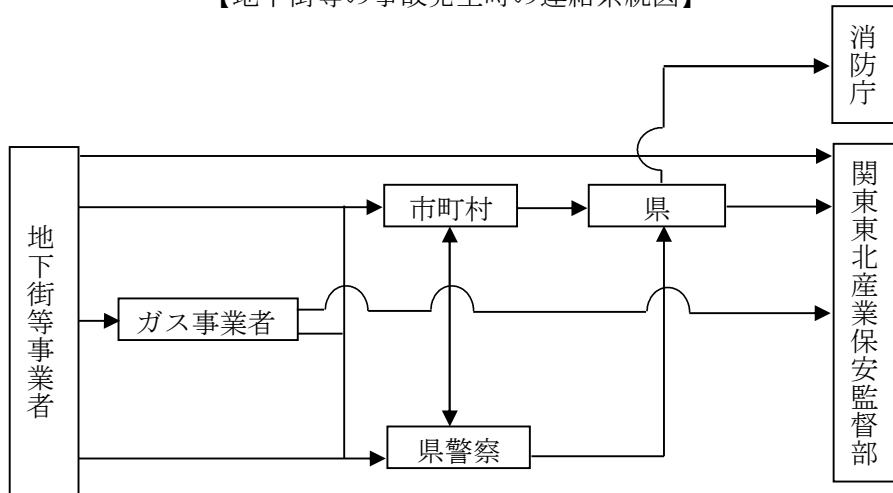
(イ) 地下街等事業者は、日頃から地下街等の避難口、避難階段、避難設備等消防用設備の設置場所等の広報に努めます。

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 地下街等の火災、ガス爆発等事故情報等の連絡

【地下街等の事故発生時の連絡系統図】



- (1) 地下街等において、火災、ガス爆発等事故が発生した場合、地下街等事業者は速やかに関東東北産業保安監督部、県警察及び市町村に連絡します。
- (2) 県は、県警察及び市町村から受けた事故情報を、消防庁、関東東北産業保安監督部へ連絡します。
- (3) ガス及び危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部））は、大規模な事故が発生した場合、事故情報等の連絡を内閣総理大臣官邸（内閣官房）、関係省庁（内閣府（警察庁）、総務省（消防庁）、防衛省、国土交通省、環境省等）、及び関係指定公共機関に行うほか、県に行います。
- (4) 県は、危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部））から情報を受けた場合、関係市町村及び関係機関等へ連絡します。

2 地下街等の火災、ガス爆発等発生による被害の情報の収集・連絡

- (1) 地下街等事業者は、火災、ガス漏れ、ガス爆発等が発生した場合、ガス事業者に連絡するとともに、県警察及び市町村へ連絡します。
- (2) 市町村は、火災、ガス漏れ、ガス爆発等の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- (3) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡します。
- (4) 県警察は、地下街等の災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じてヘリコプターテレビ等による映像を収集し、災害対策本部室に配信します。
- (5) 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。

3 応急対策活動情報の連絡

- (1) 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- (2) 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。
- (3) 県は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁へ随時連絡します。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 事故対策本部の設置

県は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置に至らないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置して、災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 災害対策本部の設置

ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部を県庁第二分庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 経済産業大臣

(オ) 隣接都県知事等

(4) 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認めた地域県政総合センターに、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

(5) 災害対策本部を設置した場合の参集・配備

災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部を設置した場合には、各局長等は、あらかじめ定める連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。現地災害対策本部長は、同様に職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部等への連絡及び協力要請

ア 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置された場合には、県は、国の現地対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。

2 県警察の活動体制

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に関係警察署に警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

3 市町村の活動体制

- (1) 市町村は、災害が発生した場合は、地下街等事業者と緊密に連絡をとるとともに、ガス事業者とも十分連携して応急対策を行います。
- (2) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
- (3) 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市町村災害対策本部を設置します。
- (4) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

4 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、その所管に係る災害応急対策を円滑に行うため、あらかじめ定めた災害対策組織を設置します。

5 関係事業者の活動体制

- (1) 地下街等事業者は、防災センターと消防関係機関等との情報伝達体制を確立します。
- (2) ガス事業者は、県警察及び消防機関と緊密な連携をとり、その指示に基づき、応急活動を行います。

6 広域的な応援体制

- (1) 市町村長は、当該市町の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。
- (2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し、被災市町村を応援するよう指示します。
- (3) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

7 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事は、災害の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めるときには直ちに派遣を要請します。
- (2) 市町村長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。

この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。

なお、市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

- (1) 市町村及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。
- (2) また、地下街等事業者は、放送設備を利用して、地下街全体に正確な情報を伝え、地下街利用者等に対して、混乱防止の万全を図るとともに、救出救助活動に努めます。

2 消火活動

- (1) 地下街等事業者は、ガス爆発等による火災の初期消火等の災害防御体制に努めるとともに、消防機関に協力します。
- (2) ガス事業者は、火災時及びガス漏洩時には、ガス遮断装置を作動し閉止します。
なお、ガス漏洩に伴うガス遮断装置の閉止については、あらかじめ定めるガス事業者との協定に基づき、必要に応じて消防機関が行うことができます。
- (3) 市町村は、速やかに火災等の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- (4) 市町村は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行います。
- (5) 被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めます。

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、市町村及び地下街等事業者等の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

第4節 避難対策

- 1 地下街等事業者は、避難計画に基づき、地下街等の利用者の避難誘導に当たります。
- 2 発災時には、市町村は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難勧告等を行います。
- 3 県警察は、地下街災害が発生した場合においては、消防機関と連携し、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、滞在者等に対する避難誘導を的確に行います。

第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。

第6節 災害広報の実施

- 1 地下街等事業者は、火災、ガス漏れ、ガス爆発等が発生した場合、構内放送を利用してガス漏れの際の地下街利用者等への火気注意等を呼びかけることや避難誘導の放送を行います。
- 2 県、市町村、及び関係機関は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。